

知的障害者更生施設八王子美山学園サービス利用契約書

_____（以下「利用者」といいます。）と社会福祉法人やまゆり福祉会（以下「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う知的障害者更生施設サービスについて、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、知的障害者福祉法令の趣旨にしたがって、知的障害者更生施設サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、平成18年__4月__1日から利用者の支援費支給期間満了日までとします。
- 2 契約満了日の30日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、利用者の支援費支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約は更新されるものとします。

第3条（個別支援計画）

- 1 事業者は、利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえたうえで、知的障害者更生施設サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ個別支援計画を、本契約締結の日から30日以内に作成します。
- 2 個別支援計画については、12か月に1度定期的に見直すほか、必要に応じて見直します。
- 3 利用者が、居宅サービスを利用することによって、居宅で日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討します。
- 4 個別支援計画の作成及び変更に際しては、その内容を利用者説明し、同意を得ます。

第4条（知的障害者更生施設サービスの内容）

- 1 事業者は、施設支援計画に沿って、利用者に対し食事、介護サービス、その他知的障害者福祉法令に定める必要な援助を提供します。また、施設支援計画が作成されるまでの期間も、利用者の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供します。
- 2 利用者が利用できるサービスの種類は、別紙「契約書別紙」のとおりです。事業者は別紙「契約書別紙」に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
- 3 事業者は、サービス提供に当たり、自傷他害の恐れが急迫で、他に取らうる手段がない場合を除き、身体抑制を行いません。

第5条（施設訓練等支援費支給申請に係る援助）

- 1 事業者は、利用者が支援費支給期間終了に伴う支援費支給申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は利用者が希望する場合は、利用者の依頼を受けて、支給申請の手続きを利用者に代わって行います。

第6条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、知的障害者更生施設のサービス提供に関する諸記録を作成し、契約終了後5年間保存します。
- 2 利用者は、平日の9時～17時に、その事業所において、当該利用者に関する第1項の諸記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項の諸記録の複写物の交付を受けることができます。

第7条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として別紙「契約書別紙」に定める料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細書を付して、翌月中旬までに利用者に通知します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月25日までに（郵便引落の方法で）支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払を受けたときは、利用者に領収証を発行します。

第8条（相談・苦情対応）

- 1 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、この契約に関する利用者の要望、苦情等に対し、利用者の立場に立って、誠実かつ迅速に対応し、改善に努めます。なお、苦情の申立てによって、利用者が不利益な対応を受けることは一切ありません。
- 2 次の事由に該当する場合は、利用者は事業者に対し、改善及び改善結果の報告を求めることができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

第9条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して（30日間の予告期間において）文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第2項に規定する事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

- 3 次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30日以内に支払われない場合
 - ② 利用者が、事業者やサービス従業者又は他の入所者に対して、この契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合
 - ③ やむを得ない事情により施設を廃止又は縮小する場合
- 4 利用者の知的障害者更生施設についての支援費の支給決定が取り消された場合、若しくは支給決定期間終了に伴い支援費支給申請を行った結果、不支給となった場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。ただし、利用者の出身世帯の転居に伴い支給決定が取り消された後に、引き続き転入先の区市町村で支給決定された場合は、必要に応じて契約変更で対応することができることとします。
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が他の知的障害者更生施設等に入所した場合
 - ② 利用者が死亡した場合

第10条（退所時の援助）

- 1 事業者は、契約が終了し、利用者が退所する際には、利用者及びその家族の希望、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。
- 2 事業者は、施設サービスの提供を終了する際には、その旨を援護の実施者である区市町村へ連絡します。

第11条（秘密保持）

- 1 事業者及びその従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく他の事業者及び第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 前項の規定にかかわらず、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために、事業者が利用者の個人情報を用いることに、利用者は同意します。
- 3 第1項の規定にかかわらず、事業者が支払事務受託法人に支援費を請求する際に利用者の個人情報を用いることに、利用者は同意します。

第12条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第13条（緊急時の対処）

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、医師に連絡を取る等必要な処

置を行うとともに、あらかじめ届け出られた連絡先に、可能な限り速やかに連絡
します。

第14条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、知的障害者福祉法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第15条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は利用者の
住所を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印のう
え、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 平成 年 月 日

利用者

（住所）

（氏名）

印

契約者氏名

事業者

（事業者名）

社会福祉法人やまゆり福祉会

（住所）

東京都八王子市美山町 767 番地の 2

（契約締結権者）

知的障害者更生施設八王子美山学園

園長 水野直哉 印

（立会人等）

（住所）

（氏名）

印